

## 裁判所の手続

裁判所に申立をするというと、何かたいへんなことのように思う人もいるかもしれませんが、たしかに難しい手続もないわけではありませんが、すべてがそうではなく、本人でできる手続もあります。また、裁判所の手続は、判決をもらう訴訟手続ばかりではなく、調停や労働審判のように話し合いの手続も用意されています。

裁判所は、紛争を解決する場です。裁判所以外の方法でトラブルが解決しそうなときは、裁判所を活用することが考えられます。その場合、どんな活用の仕方があるのかを、大まかにでも理解しておく、対処方針が立てやすくなります。

### 調停(民事調停)

- 管轄は、簡易裁判所です。
- 裁判所を通した話し合いの手続です。「調停申立書」を出すと、担当の調停委員や裁判官が双方の言い分を聞いて、合意点が得られるように調整の努力をしてくれます。
- 本人でやりやすい手続です。言い分を全部書面に書かなくても、多くは口頭でのやりとりで手続が進められます。
- 合意が得られれば、「調停調書」が作成され、そこで決まったことは、確定判決と同じ強制力があります。しかし、合意に達しない場合は、調停不調として手続は打ち切れ、裁判所から相手方に何か命じてもらうことはできません。

### 通常訴訟

- 管轄は、請求額が140万円以下の場合は簡易裁判所、140万円を超える請求や解雇・配転の効力を争う場合などは地方裁判所です。
- 「訴状」を提出して判決を求める手続です。ただ、実際には判決になる以前に和解の試みがなされることが多く、現に、判決まで行く事件はそう多くはないのが実状です。
- 原則として、言い分は書面に書いて提出し、証拠も提出方法の約束事があるなどの形式が要求されますから、本人ではやりにくいこともあります。とくに簡易裁判所での事件や、内容が簡単な事件は、本人でも困難ではありません。解雇等身分関係を争う場合や、請求が高額な場合、事案が複雑な場合は、弁護士を依頼した方がよいでしょう。なお、簡易裁判所での事件は、司法書士にも代理を依頼することができます。
- 和解で解決ができない場合には、証拠書類・証言等に基づいて判決というかたちで何らかの結論が出されます。それに対する控訴、更には上告というかたちで、裁判が続くこともあります。

### 少額訴訟

- 60万円以下の金銭支払請求について、簡易裁判所で、原則として1回だけの審理で結論(和解又は判決)を出してしまう制度です。何回も裁判所に足を運ばずにすむ、誰にでもできる、という利用しやすさを配慮したもので、訴状の書式も裁判所に用意されています。また、判決では分割払などを命ずることもできることになっています。
- この制度を上手に利用するには、その1回の審理前に証拠書類を整え、聞いてほしい証人は当日裁判所に連れて行くなど、事前の準備が必要です。

### 労働審判

- 管轄は地方裁判所です(横浜地方裁判所では当面支部では扱わず、本庁のみとなります)。
- 個々の労働者と使用者との間に生じた紛争(個別労働関係民事紛争)を迅速、柔軟かつ適切に解決することを目的とした制度で、権利関係を踏まえつつ事案の实情に即し、話し合い解決(調停)を重視しますが、話し合いがつかなければ審判を下す手続です。
- 労働審判の特徴は、①裁判官(審判官)のほかに労働関係の専門的な知識経験のある民間人2名が審判員として加わった労働審判委員会が審理・判断をする、②口頭でのやりとりを中心とした原則3回以内の期日で結論を出す、という点にあります。
- この手続を利用できる事案に制限はありませんが、あまり複雑な事案や多数当事者の事案、白黒をはっきりさせたい場合などは不向きだと思われます。とくに第1回を中心に審理が行われ、その準備も重要なので、できるだけ代理人弁護士が付くことが望ましいと思われます。
- 調停が成立せず、審判が下された場合、当事者は異議を申し立てることができ、その場合は審判は失効して通常訴訟に移行します。異議が出されなければ審判は確定し、確定判決と同じ強制力を持ちます。

### 支払督促

- 金銭の支払だけを求める場合に利用できる手続で、申立先は簡易裁判所です。  
かつて「支払命令」と呼ばれていた制度ですが、平成10年から「支払督促」制度になっています。
- 「支払督促申立書」に必要な事項を書いて提出すれば、裁判所は、申立人(債権者)の言い分だけでとりあえず支払督促を出してくれます。これに対して相手方(債務者)から異議が出なければ、その支払督促は確定判決と同じ強制力を持つこととなります。
- しかし、相手方から異議が出されれば、訴訟手続に移行します。支払督促をとりあえず出してもらうまでは本人でも十分できますが、訴訟に移行すると本人ではやりにくい場合があるのは、前記のとおりです。
- 請求金額を相手方が争ってこないと思われるような場合に使うことの多い手続です。

## 仮処分

- 仮処分手続は、急迫した状態を暫定的に解消するために用意された手続で、労使紛争では、解雇・配転等を急いで争う必要がある場合や、ひどい退職強要をやめさせようとする場合などに使われます。
- 暫定的な決定ですが、訴訟よりかなり短い期間で結論が出されること、また、仮処分手続の中で和解が成立し紛争が終結する場合も少なくないことなど、メリットの多い手続ですが、原則として弁護士に依頼しないと困難でしょう。

## 仮差押

- 未払賃金など、金銭支払を求める場合に、時間をかけて訴訟や調停をやっているうちに、相手方使用者の財産が散逸してしまったり、支払能力がなくなってしまうおそれがある場合、例えば使用者の不動産や質借保証金などを他に処分できないように暫定的に差し押さえておく手続です。
- これも本人ではなかなか困難でしょう。また、原則として、請求額や押さえる財産の価値に応じた保証金を積まないと、仮差押決定を出してもらえません。

## 裁判所を利用する場合の留意点

### ▶ 合意による解決

- 裁判所の手続でも、調停成立、和解成立というかたちで、結局は合意によってトラブルを解決することが多いのが現実です。そして、その場合の方が、相手方も決まっとおりのことを履行することが多いのです。
- 裁判所外での合意との最大の違いは、決めたことを相手を守らない場合に、強制執行という強制手段がとれるということです。

### ▶ 判決・決定の場合

- 裁判所の手続中に合意による解決ができなかった場合や、どうしても白黒をつけたいという場合など、訴訟では判決、労働審判では審判、仮処分では決定が出されることとなります。判決・決定に対しては、敗訴した側の控訴などにより上級審で争いが続けられることも少なくありません。また、労働審判に対しては、異議が出されると、訴訟がそれから始まることとなります。
- 勝訴が確定した場合でも、相手がそれに従ってくれればいいのですが、そうでない場合には強制執行をしなければ目的を達することができないこととなります。

### ▶ 期間はどのくらいかかるか

- 調停手続の場合、通常、申立てがされてから、2、3回の調停期日が開かれ、おおむね3か月以内に調停が成立するなどして、終了します。
- 訴訟の場合、判決までいくと第1審だけで相当期間かかることを見ておく必要がありますが、途中で和解により早く解決することも少なくありません。また最近では、2年以内の

だけ早期を目標に訴訟の迅速化が図られつつあります。

- 労働審判手続は、3回以内の期日を申立から3か月以内でおおむね終了します。1～2回で調停が成立してしまう迅速な解決も少なくありませんが、他方、審判が言い渡され、これに異議が出されると、訴訟に移行して時間がかかることがあります。
- 支払督促手続は、相手方から異議が出なければ1か月程度で終わりますが、異議が出されると訴訟に移行することになって時間がかかります。
- 労働事件の仮処分手続は数か月かかることが多いのが実状ですが、訴訟より頻りに期日が持たれ、迅速な結論が得られます。

### ▶ 費用はどのくらいかかるか

- 裁判所を利用する場合の費用としては、
  - ① 裁判所の手数料(印紙代)
  - ② 予納郵便切手代
  - ③ 弁護士等を依頼する場合の弁護士等費用が基本です。
- 印紙代、切手代は後記のとおり。
- 弁護士費用は、事件を始める時の着手金、事件が終わった時の報酬金という形が多く、その額は、例えば請求額や得られた利益の何%という決め方が一般的です。具体的には各弁護士との合意によります。なお、弁護士費用は勝っても負けても自分持ちというのが原則です。

## 提出書類等

### 1 申立書類

- 調停→調停申立書
- 訴訟→訴状
- 労働審判→労働審判手続申立書
- 支払督促→支払督促申立書
- 仮処分→仮処分命令申立書
- 仮差押→仮差押命令申立書

### 2 会社の登記事項証明書

相手が会社であるとき、その代表者を明らかにするために必要です。管轄の法務局で入手します。

### 3 委任状

弁護士等に依頼するとき作成します。

### 4 裁判所の地域管轄

原則として、使用者(会社)の所在地を管轄する裁判所ですが、就業場所や自宅住所を管轄する裁判所でもできる場合があります。(内容により異なることもありますので、詳しくは、裁判所の受付で確認します。)

## 手数料等の納付

### 1 裁判所への手数料(手続費用)の納付

申立書類に収入印紙を貼って納めます。  
その金額の例を一部挙げると次のとおりですが、事案ごとに裁判所等に問い合わせます。

(単位 円)

請求額	訴訟	調停 労働審判	支払督促
30万	3,000	1,500	1,500
60万	6,000	3,000	3,000
100万	10,000	5,000	5,000
160万	13,000	6,500	6,500
300万	20,000	10,000	10,000

注① 請求内容が金銭評価できないもの(例:雇用関係確認)は、160万円の請求とみなしての計算となります。

注② 仮差押・仮処分の手数料は、一律2,000円。

## 2 郵便切手の予納

相手方に書類を裁判所から送るために、数千円分の郵便切手を予納します。切手の種類金額は裁判所で確認します。なお郵便切手に代えて、現金納付できる裁判所もあります。

## 調停・通常訴訟・労働審判・支払督促の手の流れ

